

## RCHR 第145回サロンde人権

話題提供: 熊本 理抄

(近畿大学 人権問題研究所 准教授)

無料

10月17日(水)

午後 4:30 ~ 6:30

人権問題研究センター

共同研究室

お問い合わせはセンターまで  
06-6605-2035[otazune@rchr.osaka-cu.ac.jp](mailto:otazune@rchr.osaka-cu.ac.jp)被差別部落女性の  
主体性形成における  
「複合差別」概念の有用性と課題

いくつかの条件に決定づけられている被差別部落女性の存在や声はこれまで、「同じ部落民」あるいは「同じ女性」と一括りにされるか、「部落差別の対象」あるいは「女性差別の対象」という一元的カテゴリーに押し込められ、優先順位がつけられるかで、不可視化あるいは序列化されてきました。そうした対象とされた被差別部落女性は、国際人権言説からの影響を受け、「複合差別」概念を実践に活用するようになります。

国際人権言説となった、「複合差別」や「交差性」とはどのような概念であり、被差別部落女性の闘いへの有用性はどのようなものかを考えたいと思います。